

「福岡市植物園エントランスガーデン等管理運営業務委託」

提案競技募集要項

1. 目的

本市動植物園は、昭和 28 年に動物園エリア、昭和 55 年に植物園エリアが開園後、長年にわたり市民に親しまれてきたが、時代の変化とともに様々な課題が生じていたため、平成 18 年に「福岡市動植物園再生基本計画」を策定し、令和6年度に第 1 期整備が完了したところである。

一方、市では平成 30 年に一人一花運動をスタートし、市民・企業・行政が一体となって「花による共創のまちづくり」を進めている。

植物園は、一人一花運動の拠点に位置付けられており、①一人一花運動を始めたくなるきっかけづくり ②様々な主体が交流できる共創の場づくり ③一人一花運動を担うガーデナーとしての人材育成や活躍の場づくり ④誰もが訪れたいくなるようなワクワク感の向上の4つの機能強化を図っていくこととしている。

本提案競技は、令和 8 年 3 月にリニューアルオープンするエントランスガーデン等を長期的な視野で育成管理していくことに加え、市民や企業と連携した参加型の管理活動を行うことで、花みどりを通じて楽しみながら学ぶ場を提供し、市民・企業・行政が一体となって植物園を創り上げていく業務を担うことができる事業者の選定を目的としている。

2. 履行場所

福岡市植物園地内外

3. 提案限度価格

35,070,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

4. 履行期間及び委託概要

(1) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日(水)まで

※当該業務は令和8年度から令和10年度の予定。令和8年度の業務の履行状況について審査を行い業務継続の承認を得た場合は、令和9年度の業務を本提案協議の受託者に随意契約する予定。令和10年度においても同様。

(2) 業務概要

詳細な業務内容については、別添1「業務委託概要書」を参照すること。

業 務	福岡市植物園エントランスガーデン等管理運営業務
	(1) 園内ガーデン等の育成管理
	・エントランスガーデン(1,400 m ²) ・針葉樹園花壇(36 m ²) ・協賛花壇(112 m ²) ・その他
	(2) エントランスガーデンにおける市民参加企画運営
	・人材育成プログラム(講習会、現地での管理指導等)(年4回)
	(3) 動物園西門花壇等における市民参加企画運営
	・市民ボランティアの花壇管理指導、監督等(月1回)

<p>(4) 動物園西門花壇等の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植替用花苗準備(年3回) ・花壇のメンテナンス(月1回) <p>(5) サーキュラーテラスのハンギングバスケットの制作・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンギングバスケット 48 基の撤去、制作、設置(年2回)
--

(3) 業務スケジュール

公募開始	令和8年2月3日(火)
質問期限	令和8年2月10日(火) 17 時
質問書への回答	令和8年2月13日(金) 目途
参加申請書 提出期限	令和8年2月20日(金) 17 時
参加辞退届 提出期限	令和8年2月27日(金) 17 時
提案書提出期限	令和8年3月3日(火) 17 時
審査委員会による審査・審査結果通知	令和8年3月中旬(予定)

※説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書を提出すること。

5. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)(1)～(10)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領:https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 本社所在地の市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 本社所在地の消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:委託)の申請区分業種「花の保育管理」に記載されている者で者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は

提案競技参加申請期限日が含まれていること。

(9) 過去10年間に、バラと宿根草を主体としたガーデン設計、その後の管理実績のある技術者を擁する団体であること。(再委託先において技術者を配置することが出来る場合を含む。)

(10) 複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、(1)～(9)の参加資格を満たした代表事業者を定めるものとし、構成員それぞれが(1)～(7)をすべて満たすものとする。また、構成員のすべてが、その他の応募者及びJVの構成員となることはできない。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

6. 質疑

本募集要項及び内容などについて質問がある場合には、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月10日(火) 17時 ※必着

(2) 提出方法

①「質問書(様式1)」を電子メールにて提出すること。なお、未受領防止のため、提出後に必ず電話で連絡すること。

②「質問書」以外による質問、及び「(1)提出期限」以降の提出は不可とする。

(3) 質問への回答方法

全ての質問の回答については、令和8年2月13日(金)を目途に、以下の福岡市ホームページに掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(4) 提出先

「15. 提出先・問合せ先」のとおり

7. 参加申請書の提出

本提案競技に参加を希望する者は、次のとおり提案競技参加申請書を提出すること。なお、申請書を提出していないものは提案競技に参加できない。

(1) 提出期限

令和8年2月20日(金) 17時 ※必着

(2) 提出方法

「郵送」、「持参」のいずれかとする。

ただし、提案競技参加申請書(様式2)のみの提出であれば、電子メールでの提出を可能とする。その場合、未受領防止のため、提出後に必ず電話で連絡すること。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は9～17時のみとする。

(3) 提出書類

下記①～⑦の書類を1部提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案公募の開始の日又は提案競技参加申請書提出期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書(様式2)

② 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

市町村発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」を提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること。「その3の2」「その3の3」でも可

⑤ 誓約書(様式3)

代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑥ 役員名簿(様式4)

代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日(元号表記)を記入すること。この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(4) 提出先

「15. 提出先・問合せ先」のとおり

(5) 留意事項

- ・必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- ・②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ・③、④、⑦について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書(様式不問)」に当該事実の記載及び押印のうえ提出すること。
- ・JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表(様式不問だが、参画事業者名及び押印は必須とする)」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出すること。

8. 辞退

提案競技参加申請書を提出した者で、やむを得ない事情により参加を辞退するものは、以下のとおり辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月27日(金) 17時 ※必着

(2) 提出方法

「電子メール」、「郵送」、「持参」のいずれかとする。

※「電子メール」の場合は、未受領防止のため、提出後に必ず電話で連絡すること。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は9～17時のみとする。

(3) 提出書類

「辞退届(様式5)」

(4) 提出先

「15. 提出先・問合せ先」のとおり

9. 提案書等の提出

提案競技に参加する者は、次のとおり「企画提案書類」を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月3日(火) 17時 ※必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は9～17時のみとする。

(3) 提出書類

以下の全ての書類をもって「企画提案書類」とする。

① 書類提出届(1部)

・様式6「書類提出届」に必要事項を記入し、押印(実印)のうえ提出すること。

② 説明書類(正本1部、副本9部)

・別添2「説明書類等作成要領」に従い作成したものを、正本1部、副本9部、合計10部提出すること。

・別添2「説明書類等作成要領」に従い、様式7「経歴書」に必要事項を記載し、上記説明書類と別添で提出すること。

・説明書類の作成にあたっては、業務目的や内容を把握するために、別添1「業務委託概要書」を参照すること。

③ 会社概要書(1部)

・様式は任意とする。(パンフレット可)

・JVの場合は代表事業者および構成員それぞれの概要書を提出すること。

④ 見積書(1部)

・様式8「見積書」に見積額を記入し、押印の上で提出すること。なお、この見積額は審査の対象となり、提案限度額を超過した場合は失格となる。

※提出期限後の提出書類の差替や再提出は認めない。(ただし、軽微な修正で本市が必要と認めた場合は、この限りでない)

(4) 提出先

「15. 提出先・問合せ先」のとおり

10. プレゼンテーション・ヒアリング

説明書類等について詳細な説明を求めるため、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 日程・場所

下記を予定しており、詳細は参加者に電子メールで通知する。

- ① 令和8年3月上旬のうち、本市が指定する日時とする。
- ② 会場は動植物園管理事務所会議室とする。

(2) 実施方法

- ①1事業者当たりのプレゼンテーション及びヒアリング時間は 30 分以内とし、うちプレゼンテーション時間は 20 分とする。
- ②プレゼンテーション出席者は4名までとし、説明書類に記載されている各業務の総括責任者を含むこと。
- ③プレゼンテーションは、提出した説明書類又は抜粋版により実施するものとし、アピールしたい点を中心に説明すること。動画の使用、模型等の持込み等は禁止する。
- ④プレゼンテーションでは、提案事業者、JV の場合は代表事業者及び構成員の団体名が明確に分かるもの(名称、ロゴ等)は一切出さないこと。企業名等が特定可能な表現の使用は減点対象となる。
- ⑤ノートパソコンの持込みは可とする。(プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する)

11. 契約交渉者の選定等

提出された説明書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、本市が設置する審査委員会が、事業実施に最もふさわしい最優秀提案者(以下「契約交渉者」という)及び次点者を選定する。

(1) 審査項目等

審査項目等は、別添3「審査評価表」のとおりとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、電子メールにより通知する。

選定結果通知日の翌日から起算して5営業日以内に、書面(任意様式)により選定理由について市に説明を求めることができる。

(3) 契約交渉者

審査委員会で決定した最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者を契約交渉者とする。

(4) 委託内訳書の作成及び契約

契約交渉者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、内訳書を作成したうえで業務委託契約の手続きを行う。

12. 参加資格の喪失等

(1) 参加資格の喪失

本手続きに参加した者が、次のいずれかに該当する場合には、参加資格を失う。

- ① 条件を満たさない提案を行った場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合、若しくは重要な事項についての記載をしなかったことが判明した場合
- ③ 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合

④ 事業推進に必要な手続きを行わない場合

(2) 契約交渉者資格の喪失

契約交渉者が契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2、第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、その者とは契約の締結を行わない。

上記の場合は次点者を契約交渉者とする。

※参考：契約関係規定 https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

13. その他

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

説明書類等の作成及び提出に要する費用、プレゼンテーションの作成及び実施に要する費用は提案事業者の負担とする。

次のいずれかに該当する提出書類等は、無効とする。

- ① 説明書類等に虚偽の記載をしたことが判明したもの
- ② 提出期限、場所、方法等に適合していないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容について記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの

本手続に参加したものが、明らかに違反、また不正な行為があったと認められる場合、その提案事業者は失格とするため、疑いを招くことの無いように、厳に注意すること。

提出された書類は返却しない。

本市は、提出書類等を本手続以外に無断で使用しないが、公平性、透明性、客観性を確保するために必要がある場合は公表することがある。

提出書類等は、契約交渉者の選定を行う作業に必要な範囲で、本市にて複製を作成することがある。

提案競技参加のために本市より受領した資料は、本市の了解なく公表又は他の目的に使用してはならず、第三者へ当該情報を提供することを固く禁じる。

提案競技参加申請書を提出したのち、提出書類等の提出期限までに必要書類の提出がなされない場合は、棄権とみなす。

14. 添付資料等

○別添資料

- ・別添1・・・業務委託概要書
 - 別紙1：位置図①(有料区域・圃場)
 - 別紙2：位置図②(無料区域)
 - 別紙3：植栽リスト
 - 別紙4：ハンギングバスケット吊下げイメージ、詳細図
- ・別添2・・・説明書類等作成要領
- ・別添3・・・審査評価表

○様式

- ・様式1・・・質問書
- ・様式2・・・提案競技参加申請書
- ・様式3・・・誓約書
- ・様式4・・・役員名簿
- ・様式5・・・辞退届
- ・様式6・・・書類提出届
- ・様式7・・・経歴書
- ・様式8・・・見積書

15. 提出先・問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局一人一花推進部植物園（担当：山口、坂村）

住 所 〒810-0037 福岡市中央区小笹5丁目1番1号

（書類提出先：動植物園管理事務所 福岡市中央区南公園1）

電 話 092-522-3201

FAX 092-522-3275

E-Mail:shokubutsuen.HUPB@city.fukuoka.lg.jp